

寄附金控除



●前年中(1月1日～12月31日)に支払った寄附金について、所得税または市・道民税の申告をしてください(寄附先から交付された寄附金の受領証や領収書など、寄附の証明書類が必要)。
※寄附者として申告者の名前が記載されているものに限りま

●令和2年2月1日～令和3年1月31日の間に、国の自粛要請で中止・延期・規模が縮小された文化芸術・スポーツイベントのチケットの払い戻しを受けないときは、その代金が「寄附金」とみなされ、寄附金の所得控除または税額控除の対象になります。

※文化庁・スポーツ庁の指定を受けているイベントに限る(詳細は両庁のホームページでご確認ください)。

申告に必要なもののチェックリスト

- 印鑑(所得税の納税で口座振替する場合は、その銀行印)
- マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)
- 身分証明書(運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳、年金手帳、保険証など)
- 給与、年金、報酬のある方は、令和2年中の収入を示す資料(源泉徴収票など)
- 営業収入、不動産収入がある方は、売上げおよび必要経費に関する資料
- 令和2年中に支払った社会保険料(任意継続分、国民年金保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など)の領収書、生命保険料や地震保険料の控除証明書、医療費の明細書、障がい手帳(身体・療育・精神)
- 預金口座番号がわかるもの(通帳やキャッシュカードなど)

申告会場の混雑状況確認

市のホームページから確認できます！

<https://www.city.akabira.hokkaido.jp/docs/konzatsu.html>



医療費の申告

あなた自身やご家族が病気やケガなどで支払った医療費があるときは、計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。
必ず申告が必要で、会社などで行なう年末調整ではできません。

医療費の明細書

医療費の領収書の提出が不要になった代わりに**医療費の明細書の提出が必要**となりました。

事前に明細書を作成せずに申告される場合、かなりの時間がかかります。あらかじめ計算してご来場ください。

※様式は、市役所税務課窓口までお越しいただくか国税庁ホームページからダウンロードしてください。

※医療費の領収書は、自宅で5年間保管し、捨ててしまわないようご注意ください。

通常の医療費控除

支出が10万円か「総所得金額等の5%」を超えた場合、基準の金額を超えた分の金額が控除されます。

セルフメディケーション税制

がん検診・予防接種・定期健康診断など、健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを行なっている方で、検診などにかかる費用と**スイッチOTC医薬品**の購入額が12,000円を超えている場合が対象となります(控除上限金額 88,000円)。

スイッチOTC医薬品

もともと医療用として使用されていた医薬品を有効成分や服用方法、用量がまったく同じまま市販されている医薬品



ひとり親控除の新設

税制の改正により、令和2年分の申告からは寡夫控除が廃止され、「寡婦控除」・「ひとり親控除」の2つの控除が適用されます。従来の「寡夫控除」はひとり親控除に統合され、未婚の方も対象となるなど、制度の内容も改められました。下記を参考にご確認ください。

控除の種類	寡婦控除		ひとり親控除(旧:寡夫控除を含む)
		住民票の続柄に「夫(未届)」の記載がある事実婚などの方は対象外	
対象者	夫と死別した女性(※1)	夫と離婚した女性	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者と死別した方(※1) ● 配偶者と離婚した方 ● 未婚の方
子ども・扶養親族の有無などの条件	子ども・扶養親族がいなくても対象	扶養親族がいること	子どもがいること
			総所得金額などが48万円以下の同一生計の子どもで、ほかの人と同じ生計の配偶者または扶養親族になっていないこと
所得条件	合計所得が500万円以下		
控除金額	27万円		35万円

※1:生死が明らかでない(生死不明)など一定の場合も含まれます。



税金・保険料の納め忘れはありませんか？

送付した納付書は
納期限を過ぎても使用できます

納付せずに放置していると、悪質滞納者とみなされます。職場への給与照会や連絡、預金調査などの財産調査を行ない、滞納処分として財産が差し押えられてしまいます。

納付が困難な場合でも放置せず、電話や窓口でご相談ください。

◆市道民税 納税係
◆固定資産税 ☎32-2219
◆軽自動車税

◆国民健康保険税 国保
◆後期高齢者医療保険料 賦課徴収係
☎32-2214

◆介護保険料 介護保険係
☎32-2217

市税等
収納向上



information

問合せ
納税係
☎32-2219

今月の納付

納期限	3月1日(月)まで	後期高齢者医療保険料 第8期	国民健康保険税 第8期	介護保険料 第6期
-----	-----------	----------------	-------------	-----------



介護保険料 滞納期間に応じて保険給付が制限されます

滞納期間別の制限内容

1年以上	<ul style="list-style-type: none"> ● かかった費用の全額をいったん自己負担 ● 申請で保険給付分(9割・8割・7割)が戻る
1年6カ月以上	<ul style="list-style-type: none"> ● 費用の全額を利用者が負担 ● 申請後も保険給付の一部、または全部が差し止め ● 滞納が続くと、滞納した保険料と相殺
2年以上	<ul style="list-style-type: none"> ● 負担割合の引き上げ ● 高額介護サービス費が受けられなくなる ● 介護保険料を遡って納めることができなくなる